教　生　学　第　５２０号
令和８年（2026年）７月10日

各　　教　　育　　局　　長
各　　道　　立　　学　　校　　長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）　様
（　各　市　町　村　立　学　校　長　）

北海道教育庁生徒指導・学校安全対策局
生徒指導・学校安全課長　山　内　尚　史

いじめの問題への対応について（通知）

このことについて、「令和７年度いじめの問題への対応状況の調査（３月末現在)」の結果を別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

つきましては、次の点に留意し、各学校等における、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を一層充実していただくようお願いします。

なお、教職員は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「学校いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとることが、法令上、求められていますが、未だに、教職員の抱え込みにより組織的対応につながらず、いじめの重大事態となった事案が発生しています。

各学校長におかれましては、「抱え込み」が許されないといういじめ対応の基本について教職員が改めて認識するよう丁寧に周知いただくとともに、学校における組織的な対応を可能とする体制整備を進めるよう、併せてお願いします。

記

１　いじめの積極的な認知と「いじめ見逃しゼロ」の徹底について

(1) いじめの積極的な認知

全教職員でいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義等について再確認し、積極的な認知の重要性について共通理解を図るとともに、ＩＣＴ端末を活用し、児童生徒への定期的あるいは必要に応じたアンケートを実施するなど、学校が一体となって早期発見・早期対応の取組を行うこと。

なお、「いじめの認知件数がない」学校は、いじめが潜在化し、認知漏れとなることがないよう、必ず「いじめの認知件数がない」ことを児童生徒や保護者に公表し検証すること。

また、いじめがないと判断した際の会議録や公表・検証した内容及びその結果を記録に残しておくこと。

(2) いじめの解消に向けた対応の強化

認知したいじめにおいて、「心理的、物理的行為が止んでいないもの」、「心理的、物理的行為が止み、相当の期間経過しているが、心身の苦痛を感じているもの」については、アセスメントに基づく対応状況を検証し、改善策を講じるとともに、関係機関等とも連携し、解消に向けた対応を強化すること。

なお、必要に応じて、「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」を活用すること。

(3) 「いじめ見逃しゼロ」の徹底

年間を通じて「いじめ見逃しゼロ」となるよう、引き続き、「いじめの把握のためのアンケート調査」や教育相談を計画的に実施するとともに、教職員による日常的な観察等により、児童生徒の些細な変化や兆候を把握し、組織的な共有を図った上で、いじめを積極的

に認知すること。

２　いじめの防止等に向けた取組の推進について

北海道いじめ防止基本方針及び北海道いじめの防止等に向けた取組プランを踏まえ、次の取組を継続的かつ重点的に取り組むこと。

(1) 学校いじめ防止基本方針の見直し等

学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直すこと。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針の内容について、児童生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、学校運営協議会等も活用して保護者や地域住民との連携を図ること。

(2) 学校いじめ対策組織における組織的な対応

学校いじめ対策組織は、学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織であることを全ての教職員が確認するとともに、実効的な機能を果たすため、情報や対応方針の可視化や発言することへの安心を持てる状態の確保を図ること。

(3) 校内研修の取組

いじめ防止のための年間指導計画（学校いじめ防止プログラム等）の改善・充実に向けて、学校評価を活用した点検、見直しを行うとともに、校内研修の取組を充実させること。

ア　「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」を参考に、全教職員によるいじめ対応に関する校内研修を複数回行うこと。

イ　いじめ防止や解決に向け、スクールカウンセラーや弁護士、警察等と連携した教職員研修を実施すること。

(4) 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する必要があることから、警察との連絡窓口となる担当職員の指定など、日常的な情報共有・相談体制を構築すること。特に、インターネット上のいじめなど、匿名性が高く、拡散しやすい事案に関しては、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応すること。

（生徒指導係）

「令和７年度いじめの問題への対応状況の調査」結果（３月末現在）

令和8年(2026年)7月
北 海 道 教 育 委 員 会

◆ 調査の概要

１　調査の趣旨

いじめの問題の未然防止、早期発見・早期対応の取組の一層の充実を図るため

２　調査対象校　≪計1,510校≫

札幌市立学校を除く道内全ての公立小・中・高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

- 小学校738校（義務教育学校前期課程含む）
- 中学校464校（義務教育学校後期課程及び登別明日中等教育学校前期課程含む）
- 高等学校242校（全・定別、登別明日中等教育学校後期課程含む、通信制除く）
- 特別支援学校66校

３　調査対象期間

令和７年（2025年）11月～令和８年（2026年）３月

◆ 調査の結果

	1. 認知したいじめの件数	対応状況				5. いじめの認知がない学校数
		2. 解消件数 ・心理的、物理的行為が止み、相当の期間(3か月程度)経過している。 ・心身の苦痛を感じていない。	3. 解消に向けて取組中の件数 ・心理的、物理的行為が止んでいるが、その状態が相当の期間(3か月程度)経過していない。	・心理的、物理的行為が止んでいない。 ・心理的、物理的行為が止み、相当の期間(3か月程度)経過しているが、心身の苦痛を感じている。	4. その他	
令和7年度（11月～3月）	**44,331**	**34,733（ 78.3% ）**	**9,346（ 21.1% ）**	**237（ 0.5% ）**	**32（ 0.07% ）**	**206（ 13.6% ）**
小学校	36,305	28,342（ 78.1% ）	7,790（ 21.5% ）	167（ 0.5% ）	6（ 0.02% ）	63（ 8.5% ）
中学校	6,564	5,205（ 79.3% ）	1,312（ 20.0% ）	34（ 0.5% ）	13（ 0.20% ）	66（ 14.2% ）
高等学校	1,298	1,048（ 80.7% ）	204（ 15.7% ）	33（ 2.5% ）	13（ 1.0% ）	46（ 19.0% ）
特別支援	164	138（ 84.1% ）	40（ 24.4% ）	3（ 1.8% ）	0（ 0.0% ）	31（ 47.0% ）

※（　　）は、認知したいじめの件数又は学校数に対する割合